

# 令和8年度DPF、インジェクター、マフラー交換に関する助成金交付要綱

一般社団法人埼玉県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、トラックエンジン等の環境性能を維持回復させ、環境負荷の低減を図ることを目的に、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」という。)が行う「DPF、インジェクター、マフラー」の交換に関する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めることとする。

- (1) 「DPF、インジェクター、マフラー」 一般貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法第60条第1項規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する事業用自動車のうちディーゼル車の DPF、インジェクター、マフラー(以下、「DPF等」という。)という。
- (2) 「事業者」 協会の会員であって、DPF等の交換を行うものをいう。

## (DPF等の交換に関する助成)

第3条 協会は、事業者から申請のあったときは、DPF等の交換に要する費用の一部を予算の範囲内で助成する。

## (助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、整備工場等に外注する場合は部品代及び交換工賃とし、自社で交換する場合は部品代とする。

- 2 助成対象経費の合計額が100,000円以上(消費税を除く。)であること。
- 3 令和8年4月1日から令和9年2月末日までに交換、支払いが完了すること。
- 4 次に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税

## (交付申請)

第5条 交換、支払いが完了した後に助成金の交付申請を受け付ける。その受付期間は、令和8年7月1日から令和9年3月5日(厳守)とする。ただし、予算に達した場合はそれまでとする。

## (助成金の交付額)

第6条 助成対象経費の1/2(1,000円未満切り捨て)とし、上限額を100,000円とする。

(助成金の返還)

第7条 事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、事業者に対し期限を定めてその返還を定めることができる。

- (1) 事業者が助成金受領後2年以内に協会を退会したとき
- (2) 事業者が会費を滞納したとき
- (3) 助成金の交付を受けた事業者、経費が、対象事業者、対象経費でないことが判明したとき

(調査協力義務)

第8条 助成金の交付を受けた事業者は、協会から要請があった場合は調査に協力しなければならない。

(雑則)

第9条 協会は、事業者に対し、助成に関して報告を求めることができるものとする。

(附則)

本要綱は、令和8年4月1日より実施する。